

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証等について

・保険証が新しくなります
現在ご使用の保険証（ピンク色）の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちのピンク色の保険証を破棄し、黄緑色の保険証をご使用ください。

新しい保険証は黄緑色です。



※紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、ご連絡ください。

・減額認定証も新しくなります

現在、減額認定証を交付されている方で、8月以降も交付対象に該当する方へ、保険証とともに減額認定証を郵送しますので、差替えのうえご利用ください。

保険料について

・保険料額をお知らせします
平成26年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

・保険料の計算方法
保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、本人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

【保険料の計算方法】

- ①被保険者均等割額（1人当たりの額）
51,472円
- ②所得割額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{平成25年中の} \\ \text{総所得金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎} \\ \text{控除額} \end{array} \right\} \times \text{所得割率}$$

(33万円) (10.52%)
- ①+②=1年間の保険料額
(100円未満切り捨て)
限度額57万円

・均等割額の軽減
所得が低い世帯に属する方は、基準により均等割額が軽減

減されます。該当者へは軽減措置を行った後の額を通知します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、80万円以下)	9割軽減	【年額】 5,147円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,720円
33万円+ (24万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 25,736円
33万円+(45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 41,177円

※軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。また、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
※昭和24年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得割額の軽減

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等から33万円を引いたもの）が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。
※被保険者個人の所得で判定します。

被用者保険の被扶養者の方の軽減

後期高齢者医療制度に加入した時に、被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。
※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことです。市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

保険料の支払方法

保険料の支払方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし申請していただくことによ

て、口座振替に変更することもできます。

医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにとまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

新たに発行をご希望の方は、ご連絡ください。
※すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、再度のご連絡は必要ありません。

※この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

【問い合わせ先】

- 北海道後期高齢者医療 広域連合
- ☎011-290-5601
- 住民生活課国民健康保険係
- 熊石総合支所住民サービス課